

入 札 説 明 書

平成 2 6 年度葛尾村除染等工事
(その 2)

東北地方環境事務所 福島環境再生事務所

はじめに

本工事の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）その他の法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

平成 27 年 1 月 6 日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官

東北地方環境事務所福島環境再生事務所長 関谷 毅史

3 工事概要

- (1) 工事名 平成 26 年度葛尾村除染等工事（その 2）
- (2) 工事場所 福島県双葉郡葛尾村 地内
- (3) 工事内容 特記仕様書及び図面のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成 28 年 2 月 29 日（月）まで。
- (5) 入札方法

本工事は、電子入札方式で行う対象工事であり、入札時に施工計画等の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（WTO 標準型）の入札である。

ア 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金

免除。ただし、入札保証保険証券を開札時まで、5 に示す担当部局まで持参又は郵送により提出することとする。この場合の保証金額は、入札金額（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の 100 分の 5 以上とする。

(7) 契約保証金

工事請負契約書（案）による。この場合の保証金額は、請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

(8) 総価契約単価合意方式

本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」に基づき行うものとする。総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとする。ただし、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

4 競争参加資格

入札参加者は、次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体若しくは経常建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設工事共同企業体を含む。）であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争入札に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省における平成25・26年度工事種別「土木工事」に係る「A」等級の競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（前項の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「提案書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、環境省から「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年1月6日付け環国会第9号）」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を本工事に専任で配置できること（特定建設工事共同企業体にあつては、全ての構成員が主任技術者等を本工事に専任で配置できることとし、構成員のうちいずれかの者の主任技術者等が次に掲げる基準を満たすこと。）。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上のいずれかの資格を有する者であるこ

と。なお、「これと同等以上のいずれかの資格を有する者」とは、次の者をいう。

(ア) 1級建設機械施工技士の資格を有する者

(イ) 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とする者に限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とする者に限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とする者に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」））の資格を有する者

イ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。）にあること。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、次の者をいう。

(ア) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格証を有する者

(イ) 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

(7) 除染等工事共通仕様書1-1-4に規定する放射線管理責任者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定の放射線管理責任者については、直接的かつ恒常的な雇用関係を必要としない。

(8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者のすべてが特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、入札を辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得第4条の3第1項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役）及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における

執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 競争参加資格を有することを証明するため、(3)に示す平成 25・26 年度環境省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の写し、総合評定値通知書の写し、申請書及び提案書等を 7 (1)の提出期限までに提出しなければならない。なお、契約担当官等から当該申請書及び提案書等に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(10) 入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

5 担当部局

〒960-8031 福島県福島市栄町 11-25 AXC ビル 6 階

東北地方環境事務所福島環境再生事務所南庁舎 経理課除染契約係

TEL : 024-573-7386 FAX : 024-573-0217

※ 入札説明書又は設計図書が修正された場合は、修正後の資料を東北地方環境事務所福島環境再生事務所ホームページに掲載するものとする。なお、修正されたことについての連絡を希望する者は、上記の担当部局宛てに、FAX により連絡先（商号又は名称、担当者氏名、FAX 番号及びアドレス）を提出すること。

6 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書（入札心得に定める様式 6）提出すること。

ア 提出期限 平成 27 年 1 月 15 日（木）12 時まで

イ 提出場所 5 に示す担当部局

ウ 提出方法

電子調達システム（GEPS）により提出するものとする。ただし、東北地方環境事務所福島環境再生事務所が指定するアドレス（FUKUSHIMA-SAISEI@env. go. jp）宛て

に電子メールで質問事項の送付を依頼する場合がある。

エ 提出部数 1部

- (2) (1)の質問に対する回答書は、平成27年1月23日(金)以降に、下記の東北地方環境事務所福島環境再生事務所ホームページにて掲載する。

東北地方環境事務所福島環境再生事務所ホームページ>「調達情報」>

<http://tohoku.env.go.jp/fukushima/procure/index.html>

7 競争参加資格の確認等

- (1) 提出期限 平成27年1月28日(水)12時まで

- (2) 提出場所 5に示す担当部局

- (3) 提出方法

ア 申請書(様式1)のみを電子調達システム(GEPS)により提出期限内に提出し、併せて紙に打ち出した及び申請書、提案書等(様式2~5)及び各様式に係る証明書類を提出期限内に上記イの提出先に、持参又は郵送(配達記録が残るものに限る。)すること。なお、FAX又は電子メールによるものは受け付けない。

イ 申請書及び提案書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (4) 提出部数 資格審査結果通知書の写し 2部

総合評価値通知書の写し 2部

申請書及び提案書等 15部(正2部、副13部)

なお、提出する申請書及び提案書等15部のうち、副13部については提案者が特定できないよう、提案者の社名等を塗りつぶす等の措置を講ずること。

- (5) 申請書は、様式1により作成すること。

- (6) 提案書等は、次に従い作成すること。

ア 配置予定技術者等(様式2)

(ア) 主任技術者等又は放射線管理責任者(以下「配置予定技術者等」という。)について、それぞれ、4(6)又は4(7)に掲げる基準を満たすことが判断できるよう、当該配置予定技術者等の資格、雇用関係、他工事の従事状況等を記載すること。

(イ) 提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、4(6)又は4(7)に掲げる基準を満たす複数の候補者を記載することもできる。ただし、審査においては、候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。また、15に基づくヒアリングに出席することとなる者を区分して明記すること。

(ウ) 同一の主任技術者等又は放射線管理責任者を重複して複数の工事の配置予定技術者等とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者等を配置することができなくなったとき、申請書及び提案書等を提出した者は、入札してはならず、直ちに申請書及び提案書等の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場

合、入札を無効とし、指名停止等措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。
(エ) 実際の工事にあたっては、工事の継続性等において支障がないと認められる場合等 18 に該当すると認められる場合、監督職員との協議により、配置予定技術者等を変更することができる。

イ 技術提案書（様式 3～5）

(ア) 技術提案書には、設計図書に示す工事の特徴及び発注者の設定している標準案（別紙除染等工事特記仕様書及び除染等工事共通仕様書に定める本工事内容をいう。以下同じ。）に基づき、次に掲げる事項を記載すること。

I 本工事を実施するにあたり、膨大な作業員の適切な管理（被ばく線量の管理、教育体制、施工時の安全確保、物損事故防止等を含む。）を確実に実施するための方策に関する事項

II 本工事に係る自然条件や避難指示区域の特性を踏まえた体制整備と業務の効率化に関する事項

(a) 除去土壌等の収集・運搬（別途野行行政区に設置を予定している仮設焼却炉への運搬を含む）、除去土壌等の仮置、仮置場等の設置及び維持管理の品質確保、安全確保、物損事故防止、効率化等の提案

(b) 早期着手等を含めた確実な工程管理

(c) 着実に除染作業を実施するために必要な作業員数及び技術力を確保するための方策、その他工事の品質確保にも配慮した施工体制の整備に関する事項（確保見込みの作業員数、確保先、同種工事経験を有する作業員の確保、新規作業員の育成方策、実施体制等）

III 本工事に係る社会的条件等を踏まえた本工事を円滑かつ適切に実施するための留意点に関する事項

(a) 地元での雇用や調達への配慮等の社会的要請に対する方策に関する事項

(b) 通勤時の交通安全確保や交通渋滞緩和などを含む、本工事を円滑かつ適切に実施するための留意点に関する事項

(イ) 技術提案書での提案は、評価項目ごとに A4 サイズ片面 2 枚以内（概要は含まず）で簡潔かつ要領よく記述するものとする。文字サイズについては 10.5 ポイント、文字色は黒とし、装飾文字を使用しないこと。

(ウ) 技術提案書における技術提案の内容は、具体的な根拠を伴うものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」、「共通仕様書や特記仕様書による」等）の提案は評価されないことに留意すること。

(エ) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価の対象は技術提案書に記載された内容で行う。

(a) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等として A4 サイズにて明確に判読できるものとし、評価項目ごとに片面 3 枚以内（概要は含まず）とすること。

- (b) カタログ、他社の工法説明書等を添付する場合は、その製品、工法によって提案内容が担保できる理由を必ず記載すること。
- (c) 新技術提案事項については、当該技術に係る除染実施前の表面汚染密度に対する除染実施後の表面汚染密度の比(低減率)等の目標値を設定すること。また、その効果が科学的かつ明確に判断できる参考資料を添付すること。なお、当該提案の内容が、独立行政法人日本原子力研究開発機構が実施した「平成 23 年度 除染技術実証試験事業」において試験を行った技術である場合には、その旨を技術提案書に記載すること。
- (オ) 発注者が技術提案について標準案を満たしていると認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではないこと。
- (カ) 入札後に行われる工事において、技術提案の内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者はその提案を無償で使用できるものであること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。
- (7) 申請書及び提案書等の作成説明会については、原則として実施しない。
- (8) 申請書及び提案書等に対する審査及び評価は、東北地方環境事務所福島環境再生事務所に設置する技術提案書審査委員会において行う。
- (9) 申請書及び提案書等のヒアリングを行う。日時については、申請書及び提案書等の提出時に指示する。参加人数は原則 5 名までとする。
- (10) 審査の結果、以下に該当する場合は、競争参加資格を有する者として認めない。
- ア 技術提案書の提出がない場合、必要書類が不足している場合等判断ができない場合。
 - イ 他の入札参加者と本工事について、相談等を行い作成されたと認められる場合等の技術提案書の記載内容が適正でない場合。
 - ウ 技術提案書のうち新技術提案事項について、標準案により施工を行う意志が無い場合であって、技術提案が認められなかった場合。
- (11) 競争参加資格の審査結果は、平成 27 年 2 月 12 日(木)に通知する。その際、参加資格「有」とした者に対しては、技術提案に基づく入札の可否についても併せて通知し、「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。
- (12) その他
- ア 申請書及び提案書等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 契約担当官等は、提出された申請書及び提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書及び提案書等は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における申請書及び提案書等の差し替え並びに再提出は認めない。ただし、配置予定技術者等に関して、真にやむを得ないものとして承認した場合においては、この限りではない。

オ 申請書及び提案書等に関する問い合わせ先は、5に示す担当部局に同じ。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限 平成27年2月19日（木）17時まで

イ 提出場所 5に示す担当部局

ウ 提出方法 持参すること。郵送又はFAXによるものは受け付けない。

エ 提出部数 1部

(2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、平成27年2月24日（火）17時までに説明を求めた者に対し回答する。

9 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

ア 入札説明書に示された要求要件を実現できると認められた場合に、標準点100点を付与する。

イ 配置予定技術者に関する技術資料の内容及び15に基づくヒアリングの結果を踏まえ、最高30点の施工体制評価点を与える。

ウ 技術提案書で示された内容に応じて、最高60点の技術提案に関する加算点（以下「技術提案加算点」という。）を与える。

エ 技術提案加算点の内容と施工体制の審査結果は関連することから、施工体制評価点が低い者については、別紙「施工体制確認型総合評価落札方式について」に基づき、技術提案加算点の調整を行う。

オ 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者について、アからウまでで得られた標準点、施工体制評価点及び技術提案加算点の合計点（以下「評価点数」という。）を当該入札参加者の入札価格（億円）で除して算出した数値（小数点第4位以下切り捨てとする。以下「評価値」という。）を算出する。

(2) 施工体制に係るヒアリングの実施

原則として予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、施工体制を審査するためのヒアリングを実施する。その際、追加資料の提出を求めることがある。ただし、申請書及び提案書等、入札書、工事費内訳書等の内容により、施工体制が十分に確認できる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

なお、入札価格が特別重点調査基準価格（予定価格の算定の前提とした費用項目ごとの金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費につ

いては70%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得られた価格を合計したものをいう。)に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

(3) 落札者の決定

ア 入札参加者は、価格をもって入札する。

イ 次の条件を満たした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

(イ) 技術提案が発注者の設定している標準案を満足すること。

(ウ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格(億円)で除した数値に対して下回らないこと。

入札参加資格を満たす者の評価点数の合計は、100点を下限値とする。なお、評価点数の合計が100点に満たない場合であっても100点を下限値とする。

(4) 履行の確認

技術提案書に記載された内容については、工事完了時に履行状況の検査を行うものとする。

10 入札の評価に関する基準及び得点配分

(1) 施工体制(施工体制評価点)の評価基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	/15点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
	その他	0点	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	/15点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
	その他	0点	

(2) 技術提案加算点の採点基準及び評価基準等は、以下のとおりとする。

① 採点基準

優	良	可
10点	5点	0点

各審査委員の採点より平均値を算出し評価点とする。(端数は小数点以下第2位を四捨五入)

② 評価基準等

評価項目	評価基準	最高配点
I 本工事を実施するにあたり、膨大な作業員の適切な管理（被ばく線量の管理、教育体制、施工時の安全確保、物損事故防止等を含む。）を確実に実施するための方策に関する事項	提案された方策が適切かつ効果的で、実現性が高い場合に評価する。	10点
II 本工事に係る自然条件や避難指示区域の特性を踏まえた体制整備と業務の効率化に関する以下に掲げる事項		
(a) 除去土壌等の収集・運搬（別途野行行政区に設置を予定している仮設焼却炉への運搬を含む）、除去土壌等の仮置、仮置場等の設置及び維持管理の品質確保、安全確保、物損事故防止、効率化等の提案	提案された方策が適切かつ効果的で、実現性が高い場合に評価する。	10点
(b) 早期着手等を含めた確実な工程管理	提案された方策が適切かつ効果的で、実現性が高い場合に評価する。	10点
(c) 着実に除染作業を実施するために必要な作業員数及び技術力を確保するための方策、その他工事の品質確保にも配慮した施工体制の整備に関する事項（確保見込みの作業員数、確保先、同種工事経験を有する作業員の確保、新規作業員の育成方策、実施体制等）	提案された方策が適切かつ効果的で、実現性が高い場合に評価する。	10点
III 本工事に係る社会的条件等を踏まえた本工事を円滑かつ適切に実施するための留意点に関する事項		
(a) 地元での雇用や調達への配慮等の社会的要請に対する方策に関する事項	提案された方策が適切かつ効果的で、実現性が高い場合に評価する。	10点
(b) 通勤時の交通安全確保や交通渋滞緩和などを含む、本工事を円滑かつ適切に実施するための留意点に関する事項	提案された留意点が適切かつ効果的で、実現性が高い場合に評価する。	10点

(3) 次に示す技術提案内容の評価に関する事項を遵守すること。

ア 提案が規定枚数を超過した場合については、資料順に規定枚数までの内容で評価するものとする。

イ 提案内容が、本工事と無関係なもの、法令に違反・抵触するもの、関係機関と新たに協議が発生する若しくは発生する可能性のあるものである場合には、提案として認めないものとし、それ以外の内容で評価することとなる。

ウ 提案内容が評価項目を設定した趣旨や前提条件を大きく逸脱するものと判断される場合は、各評価項目に係る技術提案加算点の最高点の半分を減点することがあること。

エ 提示された提案の内、審査結果通知書において実施不可とした技術提案については、実施しないこと。

1 1 入札及び開札の日時

平成27年2月25日（水）13時30分

1 2 入札書の提出方法等

(1) 入札書は、上記11の日時まで、電子調達システム（GEPS）により提出するものとする。

(2) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札参加者は、入札書の提出をもって誓約事項（入札心得の別紙）に誓約したのものとする。

(4) 入札の辞退を行う場合は、電子調達システム（GEPS）により入札辞退届（押印済の入札辞退届（入札心得に定める様式5））を提出すること。

(5) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(6) 開札をした場合において予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札に移行する。再度入札については、発注者から指示する。状況にも応じるが開札時間から数分後には発注者から再入札通知書を発行するので、パソコンの前で暫く待機すること。処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

(7) 入札参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取りやめることがある。

1 3 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式6）を開札時まで、電子調達システム（GEPS）により提出すること。

(2) 工事費内訳書は、商号又は名称並びに住所、宛名（発注者名）及び工事名を記載し、記名及び押印を行い提出すること。

- (3) 工事費内訳書の内容は、別途交付の設計図書に掲げる工事種目及び内訳書に、摘要、単位及び数量に対応する単価及び金額を表示したものとする。
- (4) 工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時まで、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、入札心得第6条⑩に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を零点とするとともに、技術提案加算点についても零点とする場合がある。
- (5) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (6) 契約担当官等又はこれらの補助者は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表のいずれかに該当するものについては、入札心得第6条⑩に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 内訳書に押印が欠けている場合
	(5) 内訳書が特定できない場合
	(6) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

1.4 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札、並びに別紙入札心得において示した条件等入札に関する条件に

違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に
おいて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

1 5 施工体制に係るヒアリング

(1) 施工体制の構築方法、施工内容の実現確実性の向上策等を審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、原則として、開札後速やかにヒアリングを実施する。なお、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者のうち、申請書及び提案書等、入札書、工事費内訳書、様式10～12の内容により、施工体制が十分に確認できる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

(2) ヒアリングの日時、場所等については、別途連絡するものとする。

(3) 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者は、次に従い、ヒアリングのための追加資料(様式8～21)を提出しなければならない。なお、調査基準価格を満たす者に対しても、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

この際に、追加資料の提出の意向のない者については、開札後、追加資料の提出を行わない旨を、次に従い、書面(様式は自由)にて提出するものとする。追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする。

ア 提出期限 平成27年3月4日(水)17時まで

イ 提出場所 5に示す担当部局

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出部数 10部

(4) 追加資料については、提出後の修正及び再提出は認めない。

(5) ヒアリングへの出席者は、主任技術者等を必ず含め、技術資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。主任技術者等を複数人の候補とした場合は、7(6)に示す提案書等のうち対象者となる主任技術者等を区分して明記すること。

(6) 追加資料の提出がない場合、内容に不備がある場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反したものとして、入札を無効とすることがある。

1 6 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で9(3)により決定するものとする。ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、

予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 9 (3)において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、審査結果通知書において実施不可とされた技術提案の数が最も少ない者を落札者とする。前記の方法においても決定できない場合は、くじを引かせて落札者を決める。詳細は発注者から指示する。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。なお、調査基準価格の割合の算定は、予定価格算出の基礎となった以下に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.0を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.0を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.0を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.0を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(4) 非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服があるものは、契約担当官等に対して非落札者となった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。その場合において、提出期限の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。

ア 提出期限 落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

イ 提出場所 5に示す担当部局

ウ 提出方法 持参。郵送又はFAXによるものは受け付けない。

エ 提出部数 1部

1.7 調査基準価格を下回った場合の措置

(1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う本工事の工期延長は行わない。なお、1.5に基づくヒアリングに係る説明事項と異なる内容の説明を行わないこと。

(2) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、当該業者が東北地方環境事務所管内の環境省発注工事で、過去2年間以内に竣工した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、主任技術者等とは別に、4 (6)に掲げる基準を満たす技術者を、専任で1名現場に配置し、工事の施工中は4 (6)

の技術者を補助し、当該技術者と同様の職務を行うこと。

ア 発注者から施工中又は施工後において契約書に基づき修補（軽微な手直し等は除く。）又は損害賠償を請求された者

イ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

ウ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

また、上記の技術者を設置することとなった場合には、その氏名その他必要な事項を契約担当官等に通知すること。

1.8 配置予定技術者等の確認

(1) 落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(2) 実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、配置予定技術者等を変更できるものとする。変更については、下記を満足することを条件とする。

ア 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

イ 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で、交代しても支障がないと認められる場合。

ウ 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して、途中交代しても支障がないと認められる場合。

(3) 上記イにおいて途中交代を認める際の現場対応。

ア 交代後の配置予定技術者等に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

イ 配置予定技術者等の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の配置予定技術者等を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。

ウ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

1.9 契約書作成の要否等

要

2.0 支払条件

前払金	中間前金払	部分払
有り	有り	無し

2.1 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

2.2 再苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0262）に対して苦情を申立てることができる。

2.3 関連情報を入手するための照会窓口

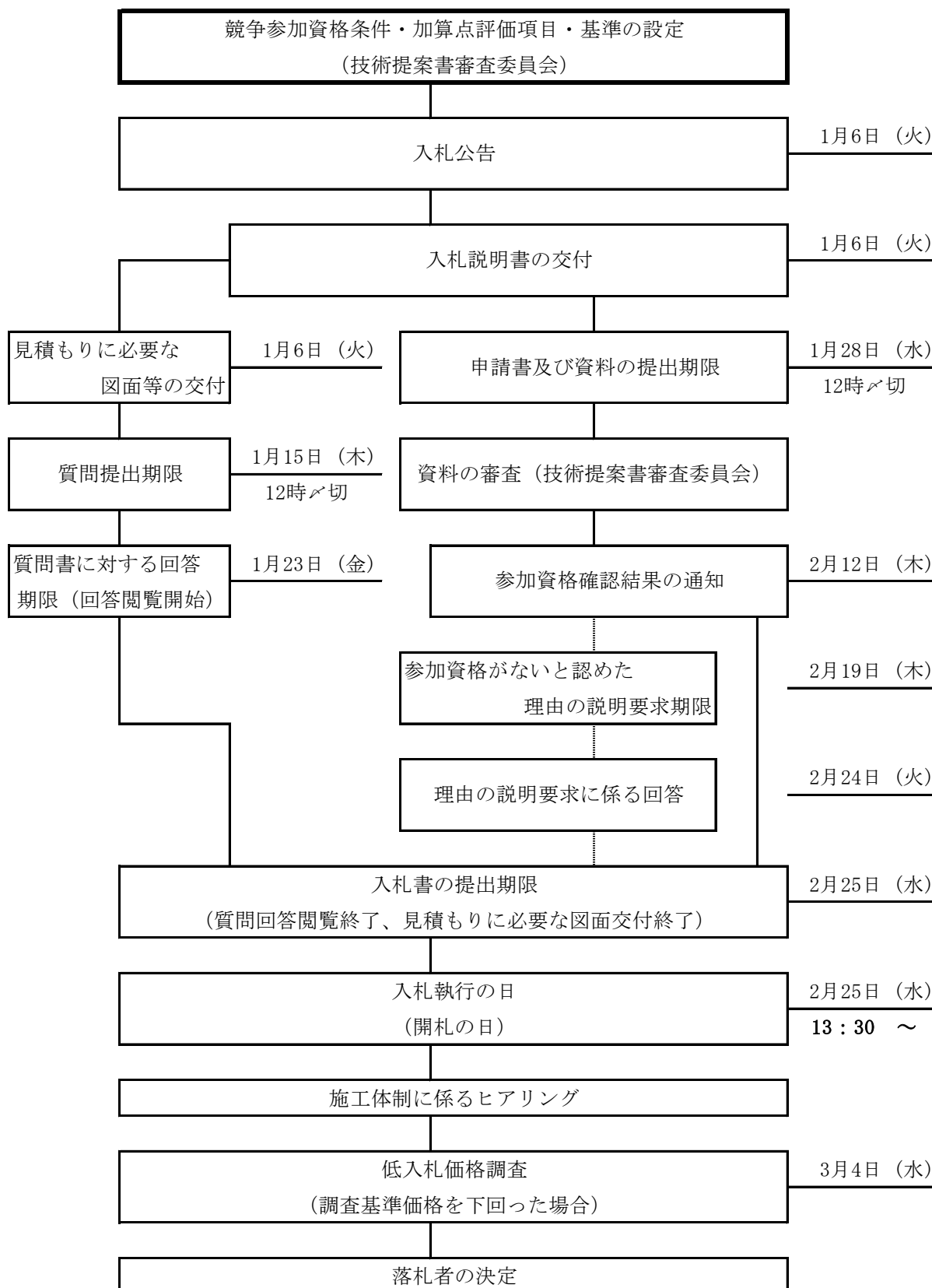
5に示す担当部局

2.4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本工事においては、入札説明会を開催しない。
- (3) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (4) 落札者は、契約内容の履行を確約しなければならない。
- (5) 申請書及び提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (6) 落札者は、7(6)の資料に記載した配置予定技術者等を本工事の現場に配置すること。
- (7) 入札結果の公表
落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、発表するものとする。
- (8) 電子調達システム（GEPS）の操作及び障害発生時の問い合わせ先
全省庁共通電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス
<https://www.geps.go.jp/>
ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、5に示す担当部局に連絡すること。
- (9) 電子調達システム（GEPS）による入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。

○本入札手続きに係る日程

総合評価方式の実施手順
事業名：平成26年度葛尾村除染等工事（その2）



◎ 添付資料

- ① 別紙 施工体制確認型総合評価落札方式について
- ② 様式1～21 競争参加資格確認申請書 他 様式
(別紙目録参照)
- ③ 入札心得
 - ・ 別紙 暴力団排除に関する誓約事項
 - ・ 様式1 入札書
 - ・ 様式2 削除
 - ・ 様式3 削除
 - ・ 様式4-1 委任状(代理人用)
 - ・ 様式4-2 委任状(復代理人用)
 - ・ 様式5 入札辞退届
 - ・ 様式6 質問書
- ④ 工事請負契約書(案)
- ⑤ 現場説明書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 函面
- ⑧ 数量総括表
- ⑨ 除染等工事共通仕様書
- ⑩ 積算資料

施工体制確認型総合評価落札方式について

1 調査基準価格

調査基準価格は、入札説明書 1 6 (3)による。

2 ヒアリングのための追加資料

(1) 入札参加者の申込みに係る価格が 1 の調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。なお、1 の調査基準価格を満たす者に対して追加資料を求める場合は、別途連絡する。

- ・ 下請予定業者等一覧表 (様式 8)
- ・ 配置予定技術者名簿 (様式 9)
- ・ 資機材購入予定先一覧 (様式 1 0)
- ・ 機械リース元一覧 (様式 1 1)
- ・ 労務者の確保計画 (様式 1 2)
- ・ 労務者配置計画 (様式 1 3)
- ・ 除去土壌等の搬出に関する運搬計画書 (様式 1 4)
- ・ 品質確保体制 (品質管理のための人員体制) (様式 1 5)
- ・ 品質確保体制 (品質管理計画書) (様式 1 6)
- ・ 品質確保体制 (出来形管理計画書) (様式 1 7)
- ・ 安全衛生管理体制 (放射線管理体制を含む安全衛生教育等) (様式 1 8)
- ・ 安全衛生管理体制 (点検計画) (様式 1 9)
- ・ 安全衛生管理体制 (線量管理、汚染拡大防止策) (様式 2 0)
- ・ 施工体制台帳 (様式 2 1)

(2) 上記(1)の様式は、東北地方環境事務所福島環境再生事務所のホームページ>「調達情報」>からダウンロードすることができる。

<http://tohoku.env.go.jp/fukushima/procure/index.html>

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書、申請書、技術資料、施工体制確認のためのヒアリング、上記の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、入札説明書 1 5 (3)に示す「追加資料の提出を行わない旨」の書類の提出を行わず、2 (1)の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとして、その者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び技術提案加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の108を乗じて得た金額を合計した価格をいう。（3）において同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ① 除去土壌等の運搬等において法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。（様式14）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか。（様式18，19，20）
- ③ 工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。（様式15，16，17）

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。(様式8, 21)
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。(様式10, 11, 12, 13)
- ③ 配置予定技術者等が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか。(様式9)

(4) 技術提案の実施に係る確実性の評価

事前に行った技術提案の評価のうち、関連する上記(2)、(3)のヒアリング及び追加資料の審査結果により、施工体制が十分確保されていない場合は、入札説明書9(1)ウの技術提案加算点に上記(2)、(3)の満点に対する評価結果により得られる施工体制評価点の割合を乗じ、小数点第4位以下を切り捨てた数値を技術提案加算点とする。